

船舶事故調査報告書

令和元年 9 月 25 日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	平成 31 年 4 月 12 日 17 時 00 分ごろ
発生場所	東京都八丈島八丈町八重根港南南西方沖 八丈島灯台から真方位 233° 8.7 海里（M）付近 （概位 北緯 32° 59.4′ 東経 139° 42.9′）
事故の概要	漁船海空丸は、航行中、甲板上に波が打ち込んで海水が滞留し、転覆した。 海空丸は、主機等に濡損を生じた。
事故調査の経過	令和元年 5 月 9 日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか 1 人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 海空丸、7.3 トン TK2-1960（漁船登録番号）、個人所有 11.92m（Lr）×3.20m×1.30m、FRP ディーゼル機関、367.75kW、平成 2 年 7 月 17 日 第 242-15426 号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 39 歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成 18 年 6 月 26 日 免許証交付日 平成 27 年 12 月 18 日 （令和 3 年 6 月 25 日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	主機等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 6 海象：うねり 波向南西、波高約 2～3m 八丈島には、4 月 10 日 04 時 12 分に波浪注意報が、12 日 04 時 49 分に強風注意報がそれぞれ発表され、本事故発生時も継続中であつた。
事故の経過	本船は、船長ほか 2 人が乗り組み、きんめ漁の目的で、八丈島南南西方沖の漁場に向けて平成 31 年 4 月 12 日 01 時 30 分ごろ、八丈島八丈町神湊港を出港した。 本船は、13 時 50 分ごろ、操業を切り上げ、帰航しようと船首を

	<p>北北東に向け、約12ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で自動操舵で帰途についた。</p> <p>本船は、16時00分ごろから船首方からの風が強くなり、波高約2~3mの風浪を受けて自動操舵での航行が困難になったので、船長が、手動操舵に切り替えて速力を1~5knに減速し、船首を波に立てながら航行を続けた。</p> <p>本船は、船首方から波高約3mの波を受けて甲板上に海水が流れ込み、16時40分ごろ排水口からの排水が追いつかずに甲板上に滞留した海水が徐々に増加し、左舷側に傾き始めた。</p> <p>船長は、水中ポンプを使用して排水作業を始めたが、さらに傾斜が大きくなったので、転覆の危険を感じ、16時50分ごろ漁業無線で僚船に救助を要請した。</p> <p>僚船の船長は、所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡するとともに本船の救助に向かい、同組合から海上保安庁に通報された。</p> <p>本船は、17時00分ごろ、右舷からの波を受け、左舷側に転覆した。</p> <p>船長及び乗組員2人は、本船の船底にはい上がったものの、本船が風浪により回転したので、海上に投げ出された後、右舷側を上にして横倒し状態となり、船体中央部の右舷側舷縁に掴まっていた。</p> <p>船長及び乗組員2人は、来援した僚船に救助され、八重根港に向かった。</p> <p>本船は、17日06時10分ごろ操業中の僚船に発見され、東京都漁業調査船により、八丈島八丈町^{そこと}底土港にえい航され、陸揚げされた後、解体された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 発見時の本船、写真2 陸揚げ後の本船、写真3 後部甲板、写真4 甲板からの排水口 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、前部甲板における舷縁の高さが海面から約2.0mであるが、海面から甲板の排水口までの高さが約50cmと低く、波浪を受けて航行する際、船首側が上がり、船尾側に海水が溜まって排水が困難となることがあった。</p> <p>本船は、一本釣り漁を行っており、本事故当時の漁獲量が100~200kg程度であり、喫水が変化するものではなかった。</p> <p>船長は、出港時に波浪注意報が発表されていることを知っていたが、本事故当日の波浪予報では、昼間に一時天候が回復し、夜間から海象が悪化する予測がされていたものの、16時00分ごろからの天候の急変を予測できず、夕刻までに帰航すれば危険はないと思っていた。</p> <p>船長は、平成26年に本船を購入してきんめ漁に従事しており、それ以前も約5年間別の船で漁労に従事していた。</p>

	本船の乗組員全員は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり あり あり 本船は、八丈島南南西方沖において北北東進中、船長が、出港前に気象情報を入手していたものの、天候の急変を予測できず、まだ操業しても危険はないと思い、帰航が遅れたことから、荒天の状況下で船首を波に立てて航行を続け、甲板上に波高約3mの波が打ち込んで海水が滞留し、更に右舷方からの波をかぶり、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、八丈島南南西方沖において北北東進中、船長が、出港前に気象情報を入手していたものの、天候の急変を予測できず、まだ操業しても危険はないと思い、帰航が遅れたため、荒天の状況下で船首を波に立てて航行を続け、甲板上に波高約3mの波が打ち込んで海水が滞留し、更に右舷方からの波をかぶり、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出航前に気象及び海象の予報を確認し、天候の悪化が見込まれる場合は、自船の性能を過信することなく出航の取りやめや早めの帰航を心掛けること。 ・ 船首方から波を受けて航行する際は、真正面から波を受けないような操船を心掛けること。

付図1 事故発生場所概略図

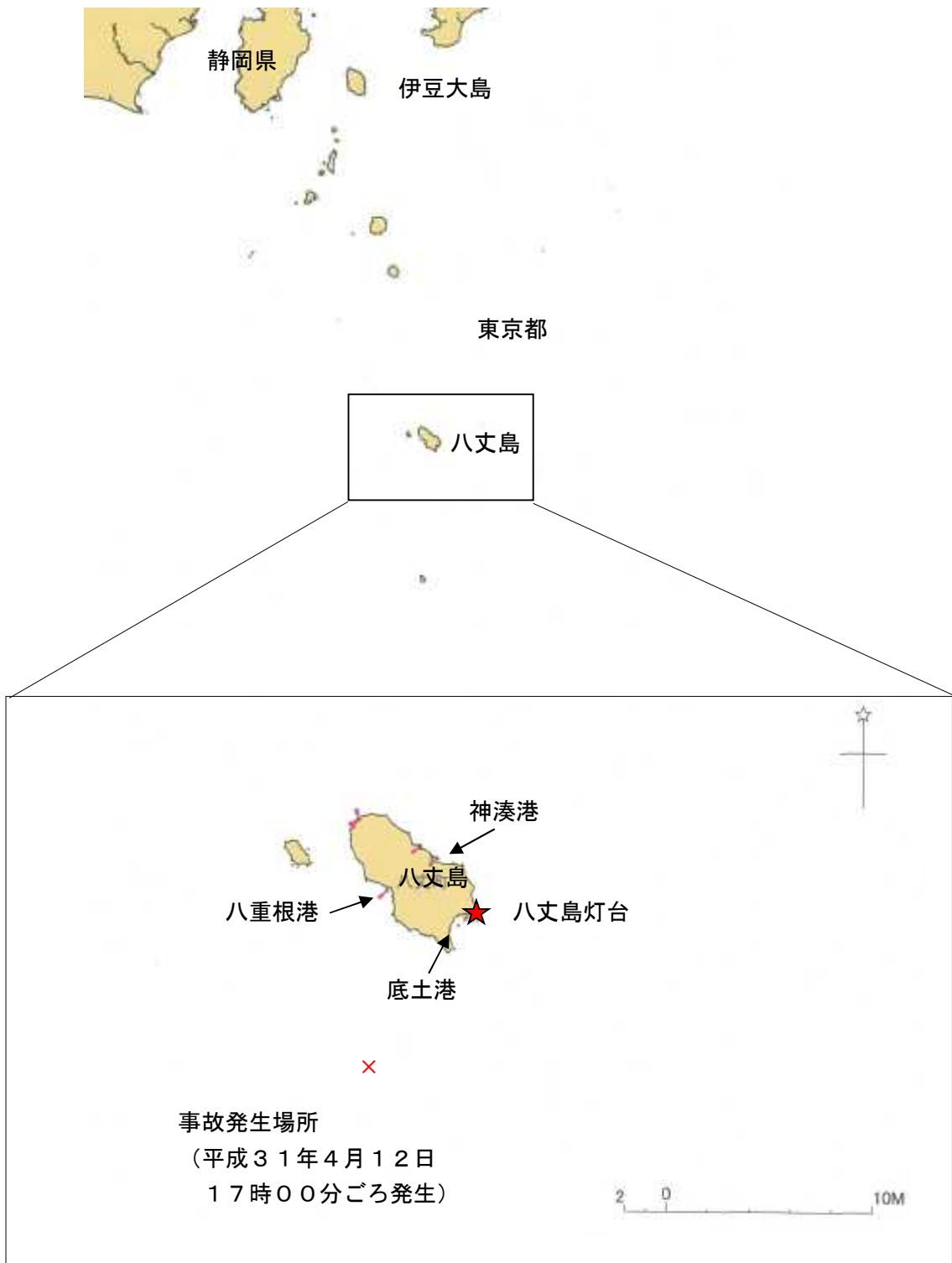


写真1 発見時の本船



写真2 陸揚げ後の本船



写真3 後部甲板



写真4 甲板からの排水口



喫水線

排水口